

第1回日中韓3か国関税局長・ 長官会議の開催について

関税局国際調査担当参事官室 松田 真吾

1. はじめに

4月11日(水)、三田共用会議所において、日中韓3か国の税関当局として初めての試みである関税局長・長官会議を、我が国主催で開催した。会議には、中国より、ムー・シンシジョン海関総署長、韓国より、ソン・ユンガブ関税庁長、我が国より、青山幸恭関税局長が出席した。

会議においては、AEO(Authorized Economic Operator)プログラムを含めた貿易円滑化、効果的な水際取締り、東アジア地域の税関分野における貢献等について、一層、協力関係を強化することで一致した。また、知的財産侵害物品対策について、将来の協調の一環として、水際取締り措置の共同研究等を行う3か国の作業グループを立ち上げることの必要性が確認された。

さらに、日中韓3か国関税局長・長官会議を原則、毎年、各国持ち回りで開催すること、次回会合は韓国がホストすることが決定された。



左からムー中国海関総署長、青山関税局長、ソン韓国関税庁長

2. 日中韓関税局長・長官会議開催の背景

昨今の経済・貿易のグローバル化の進展、人やモノの国境を越える動きの拡大の中で、不正薬物や銃砲等の社会悪物品の水際取締りのみならず、知的財産侵害物品の水際取締りやテロ対策に対する国民の期待が非常に高まっている。

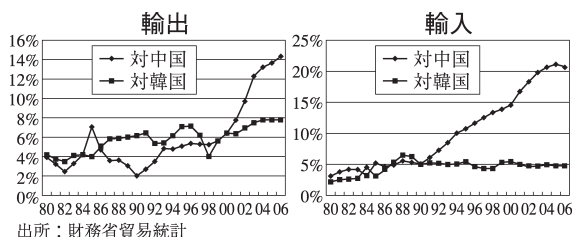
さらに、税関に対しては、モノの貿易を迅速に行うための貿易円滑化への期待も高く、こうした税関を取り巻く環境の下、限られた資源の中で、一層の適正かつ迅速な通関の実現を図るためには、外国税関当局との相互協力を推進することが必要不可欠な状況にある。

こうした中、本年1月にフィリピンのセブ島で開催された第7回日中韓首脳会議において、「2005/2006日中韓三国間協力進捗報告書」に「第1回日中韓3か国関税局長・長官会議を2007年の前半に開催する」旨が盛り込まれた。

(1) 我が国と中国、韓国との貿易関係

我が国と隣国である中国と韓国との関係を貿易実績等から概観すると、両国のシェアの推移は、図1のとおりであり、中国については顕著な増加、韓国についても増加基調にある。

図1 我が国から中国、韓国への輸出入シェアの推移



さらに、日中韓の世界貿易に占めるシェアを見ると、図2のとおり、過去10年間で3か国合

図2 世界貿易に占める日中韓のシェア

輸出			輸入		
	1996	2005		1996	2005
日本	411(7.6%)	595(5.7%)	日本	349(6.3%)	515(4.8%)
中国	157(2.8%)	762(7.3%)	中国	139(2.5%)	660(6.1%)
韓国	130(2.4%)	284(2.7%)	韓国	150(2.7%)	261(2.4%)
日中韓計	692(12.8%)	1,641(15.7%)	日中韓計	638(11.5%)	1,436(13.3%)
世界計	5,401	10,431	世界計	5,545	10,783

(注) 中国に香港は含まない

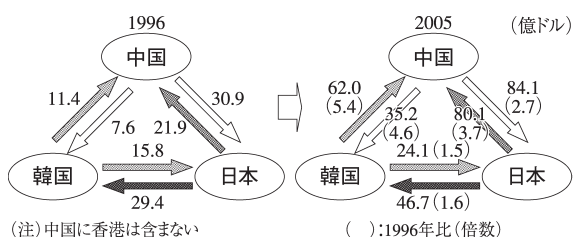
出所：IMF Direction of Trade 2006 August

()：世界計に占めるシェア

計の貿易額は、輸入については約2.3倍、輸出については約2.4倍に増大している。

また、日中韓の互いの貿易依存度をそれぞれの輸出を基軸に図示してみると図3のとおりであり、過去10年間で、我が国から中国への輸出は約3.7倍、韓国への輸出は1.6倍、中国から我が国への輸出は2.7倍、韓国から我が国への輸出は1.5倍、さらに、中国から韓国への輸出は4.6倍、韓国から中国への輸出は5.4倍に増大している。

図3 日中韓の貿易関係の推移



(2) 貿易円滑化への取り組み

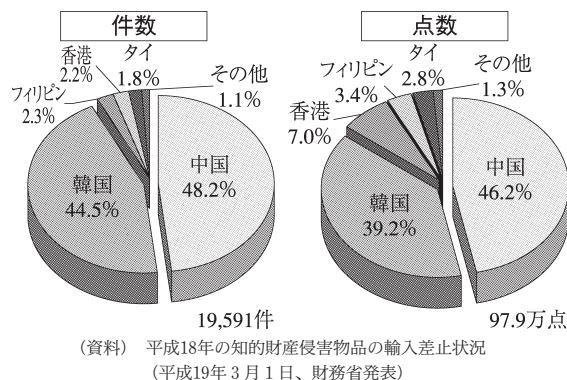
貿易円滑化については、各国でその取り組みが進められているが、特に、貿易手続の電子化については、シングル・ウィンドウ（通関、検査等の輸出入手続や港湾手続について、1回の入力・送信で複数の手続を行えるシステム）が貿易円滑化に有効であることが認識されており、ASEAN、APECにおいては、それぞれASEAN シングル・ウィンドウ（通関手続を含む貿易関係書式の標準化・共通化、電子化を推進することでASEAN 域内の貿易円滑化を目指すもの）、APEC シングル・ウィンドウ（APEC 域内のシングル・ウィンドウ構築を推進する枠組み）が議論されている。

我が国においては、来年10月稼働予定の「次世代シングル・ウィンドウ」において、利用者の視点を十分配慮しつつ、手続の一貫した簡素化、効率化を図るべく準備を進めている。また、国際的なシステムの連携をも視野に入れつつ取り組みを進めている。

(3) 適正通関に係る取り組み

我が国の税関における知的財産侵害物品の輸入差止状況を見ると、図4のとおりであり、中国・韓国仕出しが大宗を占めている。知的財産侵害物品による経済的損失については、世界中で相当額の損失が生じていると推定され、その

図4 知的財産侵害物品差止め実績（2006）



対策は急務である。

次に、不正薬物の我が国における摘発状況を見ると、図5のとおり、覚せい剤については、2002年から2006年の5年間の累計において、仕出地別では中国が101件、614Kgであり、第1位（押収量、件数共）となっている。

図5 覚せい剤の主な密輸入ルート（仕出地別摘発実績）

仕出地	02年	03年	04年	05年	06年	計
中国 (含む香港、マカオ)	6	17	21	7	50	101
北朝鮮	2	-	-	-	-	2
カナダ	-	9	11	3	8	31
その他	12	50	71	23	24	180
計	20	76	103	33	82	314

※ 上段：件数 (件)、下段：押収量 (kg)
(資料) 平成18年の税関における密輸事犯の摘発状況等について (平成19年2月21日、財務省発表)

(4) 「安全かつ円滑な貿易」の推進

日中韓の貿易は飛躍的に深化しており、効果的な水際取締りと貿易円滑化を同時に達成するというのは喫急の課題である。こうした課題を実現するためには、適切なりスク管理が必要であり、適切なりスク管理を実現するためには税関当局間の情報交換が重要である。

① 世界的な動き

米国同時多発テロ事件を契機に、単に通関時点における適正の確保という次元を超え、サブ

ライチェーン全体で貨物のセキュリティ管理を図ることの重要性が世界的に再認識され、貨物のセキュリティ管理と物流効率化とをいかに両立させるかは、21世紀の国際物流に関する最大の課題の1つとなっている。

税関分野の国際機関である世界税関機構(WCO)において、「安全かつ円滑な貿易」のための指針となる「基準の枠組み」が2005年央に取りまとめられている。この中では、セキュリティを確保しつつ、貿易円滑化を進めるためには、特にコンプライアンスの優れた輸出入者等に対して貿易手続上の優遇措置を供与するAEO制度の重要性が指摘されている。

米国では、輸入貨物に対するセキュリティ管理規則を大幅に強化しつつ、コンプライアンスの優れた事業者に対しては比較的簡便な税関上の取り扱いを認める仕組みが構築されており、EUでも同様の取り組みが進められている。また、韓国は来年より本格的なAEO制度を導入予定としている。中国ではAEO制度は現状では存在しないが、特定企業を選定の上、EUとの間でパイロット・プロジェクトを立ち上げることで合意している。

② 我が国の取組み

こうした中、我が国では、貨物セキュリティについて、事業者のコンプライアンスと自主管理を基盤とし、コンプライアンスに優れた事業者を出来るだけ多く確保していくことが、物流効率化との両立を図る上で不可欠であるとの認識の下、コンプライアンスの優れた事業者を認定し、手続の簡素化等のベネフィットを与える制度を一層拡大しているところである。さらに、国際的な潮流を踏まえ、将来的な課題として、輸出・輸入両面での貨物セキュリティ管理に関する国際連携(相互認証)を視野に入れ、かつ、主要貿易相手国との対話を強化している。

このような、各国の税関当局が直面する共通の政策課題について、地理的な近接性、貿易・投資上の緊密性、地域の特性性を共有する我が国、中国及び韓国の税関当局が、3か国間の相互協力が不可欠であるとの認識を共有し、今般、初めての試みとなる日中韓関税局長・長官会議の開催に至ったものである。

3. 日中韓関税局長・長官会議の内容・成果



会議の様様

午前のセッションでは、日中韓のそれぞれの税関当局における最近の取り組みや税関を取り巻く環境について、局長・長官による説明が行われた。

午後のセッションでは、今回の日中韓3か国関税局長・長官会議をテコにして、日中韓の税関当局の協力関係を如何に強化・発展させていくかについて議論を行い、共同プレス発表を採択し閉会した。

会議の結果、共同プレス発表に謳われているとおり、①日中韓3か国関税局長・長官会議を原則年1回開催すること、②韓国関税庁が次回の会議を開催(ホスト)すること、③将来の協調の一環として、知的財産侵害物品に対する水際措置について共同研究等を行うための3か国の作業グループを立ち上げる必要性を確認すること、④違法な貿易に対する効果的な取締りは、税関間の一層の情報交換及び協力を通じて確保されるべきであること、⑤密輸及び商業犯則に関し、専門家レベルの2国間の協力を一層推進すること、⑥大量破壊兵器の違法取引の効果的な取締りを含めたセキュリティの問題に関し、それぞれの税関があらゆる努力を行うこと、⑦貿易円滑化に有効であるシングル・ウィンドウ(SW)について、それぞれの国内のSWを強化し、地域のSWの分野で協力すること、⑧AEO制度について、まずは二国間ベースで研究を開始すること等が決定・確認された。

さらに、我が国がASEM関税局長・長官会

第1回日中韓3か国関税局長・ 長官会議の開催について

第1回日中韓3か国関税局長・長官会議

共同プレス発表（仮訳）

（平成19年4月11日、於：東京）

日本国、中華人民共和国、大韓民国の税関当局による第1回関税局長・長官会議が、平成19年4月11日、東京で開催された。青山幸恭日本国財務省関税局長は日本国側代表団を率いて会議の議長を務めた。牟 新生（ムー シンジョン）中華人民共和国海関総署長は中華人民共和国側代表団を率いた。成 允甲（ソン ユンガブ）大韓民国関税庁長は大韓民国側代表団を率いた。

会議における議論の主要点は以下のとおり。

- 3国の関税局長・長官は、税関当局、税関手続、そして税関間の協力が、地域における効率的かつシームレスな貿易に重要な役割を果たすべきであることを確認した。
- 3国の関税局長・長官は、情報通信技術（ICT:Information Communication Technology）を活用した精緻なリスク管理が安全な貿易のため必須であり、貿易円滑化のためICTを通じた情報交換に係る研究が進められるべきであるとの認識を共有した。また、3国の関税局長・長官は、国内のシングル・ウィンドウが、貿易円滑化にとって有効であることを考慮し、強化されるべきであることを確認した。3国の関税局長・長官は、ASEAN シングル・ウィンドウや APEC シングル・ウィンドウのような地域におけるシングル・ウィンドウは地域の貿易を円滑にする大きな潜在力を持つことを認識した。さらに、彼らは、この分野において一層協力していくことを確認した。
- 3国の関税局長・長官は、貿易円滑化を通じて、貿易上の規則の透明性、予見性、公平性の向上が確保されるべきであることを確認した。この関連で、彼らは、WTOにおける貿易円滑化交渉の進展を歓迎した。また、彼らは、この分野における協力を継続することを確認し、また、交渉の早期妥結に向け、あらゆる努力を行う用意があることを表明した。
- 違法な貿易に対する効果的な取締りは、税関間の一層の情報交換及び協力を通じて確保されるべきである。3国の関税局長・長官は、日本と中国との間の税関相互支援協定が昨年署名され、3国間の税関相互支援協定の「トライアングル（三角形）」が完成したことにより、3国における一層の情報交換が進むことになるとの認識になった。
- 日本国及び大韓民国の税関は、中華人民共和国が「アジア・大洋州地域情報連絡事務所（RILO A/P）」を運営していることを評価し、商業犯則と同様、薬物や知的財産侵害物品の違法な貿易に対する取締りの分野でRILO A/Pがその役割を強化するため、中華人民共和国の税関と協力し、一層支援していくことを確認した。日本国及び大韓民国の税関は、中華人民共和国の税関がRILO A/Pを引き続き運営する意向であることを歓迎した。
- 知的財産に関し、3国の関税局長・長官は、適切な知的財産の保護は、経済の健全な発展に不可欠であるとの認識を共有した。3国の関税局長・長官は、この問題について引き続きそれぞれ努力し、より良い水際措置のために協力する。将来の協調の一環として、3国の関税局長・長官は、知的財産侵害物品に対する水際における措置についての共同研究を行うための3国の作業グループを立ち上げる必要性を確認し、この分野で議論しうる課題について意見交換した。
- 密輸及び商業犯則に関し、3国の関税局長・長官は、専門家レベルの2国間の協力の進展に留意し、一層の作業を奨励した。
- 大量破壊兵器の違法取引の効果的な取締りを含めたセキュリティの問題に関し、3国の関税局長・長官は、世界税関機構（WCO: World Customs Organization）の「基準の枠組み」が有用な手立てであり、「基準の枠組み」を実施するため、それぞれの税関があらゆる努力を行うことを再確認した。
- 3国の関税局長・長官は、民間部門とのパートナーシップの重要性及びWCOのAEO（Authorized Economic Operator）ガイドラインに沿ったAEOプログラムを進展させることのメリットを強調した。彼らは、AEOプログラムの今後のあり得べき方向性について、まずは2国間ベースで研究を開始し、将来的に3国間に拡大していく。
- 地域における税関の能力向上を目的として、3国の関税局長・長官は、如何にして最善にキャパシティ・ビルディング活動を提供し、評価するのか、さらに、こうした活動について如何にして地域において協調・調整するのかについて議論した。また、彼らは、それぞれが貢献している「WCOアジア大洋州地域キャパシティ・ビルディング事務所」の活動を評価した。こうした協調した努力は、3国の税関当局の発展にも資するものである。
- ASEAN+3、東アジアサミット、APEC及びASEMのような3国が含まれる様々な地域グループが立ち上がっている中、3国の関税局長・長官は、これらの場における協力的な活動を認識し、引き続き積極的に参画していくことを再確認した。日本国税関は第7回ASEM関税局長・長官会議を今秋、日本で主催することを提案し、中華人民共和国及び大韓民国の税関はこの提案を歓迎し、そのための支援と協力を行うとした。

3国の関税局長・長官は、日中韓関税局長・長官会議を原則年1回開催することを確認した。大韓民国の税関は、次回の日中韓関税局長・長官会議を大韓民国で開催する。

議を今秋、日本で開催することを提案し、中国及び韓国はこれを歓迎、支援と協力を行う旨を表明した。



全体写真

(中央が青山関税局長、右隣がムー中国海関総署長、左隣がソン韓国関税庁長)

4. 所感

我が国の水際における摘発状況等を見ると、知的財産侵害物品については中国及び韓国が、覚せい剤については中国が主たる仕出地であり、その対策が急がれる。また、中国、韓国の税関当局もこうした状況を十分認識しており、如何にして状況を改善するか日々、知恵を絞っている。

ともに連日連夜、深夜まで調整を続けた中国、韓国の税関当局の担当の熱意からも、自国の状況・評判を改善したいという強い意識を見ることが出来た。

3か国の局長・長官は、日中韓は東アジア地域の様々な分野の推進役であり、今後とも、3か国の税関分野での協力を促進させ、東アジア地域全体の「安全かつ円滑な貿易」の分野で一層貢献すべきとの見方で一致している。

今回の会議が、我が国、中国及び韓国の税関当局の共通の利益である迅速・適正通関の推進のため、一層協力を発展させる契機となったのは明らかであり、今後の関係強化に向けての努力が期待される。

(文中、意見に係る部分は全て筆者の私見である。)

【用語解説】

ー中国海関総署

中国国務院直属の組織であり、中国におけるいわゆる税関業務を執行する当局。職員数約48,000人。

ー韓国関税庁

韓国財政経済部の外庁であり、韓国におけるいわゆる税関業務を執行する当局。職員数約4,200人。

ーWTO 貿易円滑化交渉

WTO（世界貿易機関）ドーハ・ラウンドの交渉分野の1つで、税関手続を含む貿易手続の透明性・予見可能性・公平性の向上、簡素化・迅速化を目的とする交渉。

ー税関相互支援協定

税関当局間において密輸の防止、知的財産侵害物品の水際取締り等を目的とした情報交換を行うことや通関手続の簡素化・調和等について協力することを定めた法的枠組み。

ーRILO A/P (Regional Intelligence Liaison Office Asia Pacific: アジア・大洋州地域情報連絡事務所)

WCO（世界税関機構）の地域イニシアティブの1つであり、アジア大洋州において、地域内密輸動向の分析や税関当局間の情報交換の仲介等の活動を行っている。2004年1月より中国が事務所をホスト。

ーWCO 基準の枠組み

世界貿易の安全確保及び円滑化を両立するための方策をとりまとめた文書であり、2005年6月末にWCO（世界税関機構）において採択されたもの。

ーAEO (Authorized Economic Operator: 認定された経済事業者) 制度

主として貨物のセキュリティ面のコンプライアンスに優れた輸出入者等を税関が認定し、通関手続の簡素化等のベネフィットを付与するもの。

ーWCO アジア大洋州地域キャパシティ・ビルディング事務所

WCO（世界税関機構）の地域イニシアティブの1つであり、アジア大洋州向けのキャパシティ・ビルディング（能力開発）を強化するため、2004年、バンコクに事務所が設置された。

ーASEM 関税局長・長官会議

ASEM (Asia-Europe Meeting: アジア欧州会合) の枠組みにおける関税局長・長官級の会合。これまでに6回開催。ASEM メンバーは、アジア側、日中韓、印、パキスタン、モンゴル、ASEAN10か国及びASEAN事務局、欧州側はEU27か国及び欧州委員会の計45メンバー。